様　式

会　　議　　録

会議の名称	令和７年度　第１回本庄市都市計画審議会
開 催 日 時	令和７年　８月２０日（水）　午後１時 30 分から　午後３時 45 分まで
開 催 場 所	本庄市役所６階 大会議室
出　席　者	（会　長）細田　隆会長 （委　員）岩﨑　榮委員、真下　敏明委員、江原　貞治委員、 田端　講一委員、小賀野　健司委員、山田　康博委員、 柿沼　綾子委員、小林　猛委員、内田　英亮委員、 隅藏　雄一郎委員（代理　香田副所長）、内田　信哉委員、 前川　博昭委員、髙橋　勉委員
	（事務局） 【本庄市】齊藤都市整備部長、長嶋都市整備部次長、武正都市計画課長、 為貝建築開発課長、堀越産業開発室室長、 山田課長補佐兼計画係長、飯島課長補佐兼環境衛生係長、 四方田産業開発係長、齊藤環境保全係長、沖田主査、 手計主任、中主任、岡田主事 【埼玉県】佐川主幹、澤間主任
欠　席　者	酒井　敦司委員
議　　題 （次　　第）	次第１　開会 次第２　諮問及び市長挨拶 次第３　議事 （審議事項） 第１号　本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の

様　式

	敷地の位置について（埼玉県許可） 第２号　児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（埼玉県許可） 次第４　その他 次第５　閉会
配　付　資　料	・配布資料一覧表　・次第　・席次表　・委員名簿　・議案概要一覧表 ・議案書
その他特記事項	
主　管　課	都市整備部　都市計画課

会　議　の　経　過	
発　言　者	発言内容・決定事項等
事務局 (都市計画課長)	ただいまから令和７年度第１回本庄市都市計画審議会を開催いたします。 本日はお忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。 私は進行を務めさせていただきます、都市計画課長の武正でございます。どうぞよろしくお願いいたします。恐れ入りますが、事務局の進行・説明につきましては、着座にて失礼いたします。 はじめに、本日の委員の出席状況についてご報告いたします。 本庄市都市計画審議会条例第６条第２項では、審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の２分の１以上が出席しなければ開くことができないと規定しております。本日ご出席頂いております委員は１５名中現在１４名でございます。したがいまして、２分の１以上の定数に足りておりますので、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。 なお、本審議会は、本庄市都市計画審議会規則第２条に基づき、審議会を公

様　式

	開といたします。 また、同規則第３条に基づき、本審議会の開催について市のホームページで公表し、審議会の傍聴についてご案内したところ、今回は傍聴の申し込みはございませんでしたので、ご報告させていただきます。 なお、本審議会の会議録につきましては、本庄市都市計画審議会規則第５条に基づき、議決により非公開とした部分を除いた上で、市のホームページ等により発言者名を付して公表することになりますので、ご承知おきください。 また、会議録作成のため、録音させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。
事務局 (都市計画課長)	続きまして、吉田市長から細田会長に諮問させていただきますが、今回の諮問につきまして、先に補足させていただきます。 今回、ご審議頂く議案第１号につきましては、建築基準法第５１条ただし書きの規定により許可権者である埼玉県知事が本審議会に諮問するものとなりますので、市長より代読いたします。 議案第２号については、建築基準法第５１条ただし書き許可手続きにおきまして、埼玉県都市整備部長から本庄市長に意見照会がございました。市長が埼玉県都市整備部長に対して意見を述べるにあたり当審議会の意見をあらかじめお伺いさせていただき、その意見を基本として市長が意見書を提出する案件となります。 それでは、議案第１号について諮問書の代読をお願いいたします。
吉田市長	本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について、建築基準法第５１条ただし書きの規定により、貴審議会の意見を求めます。
事務局 (都市計画課長)	続きまして、議案第２号について諮問をお願いいたします。

様　式

吉田市長	本庄市都市計画審議会条例第２条の規定に基づき、下記事項について諮問します。 議案番号２　児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について（埼玉県許可） どうぞよろしくお願いいたします。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。次に、吉田市長よりご挨拶を申し上げます。
吉田市長	みなさんこんにちは。 連日大変な猛暑、残暑が続いております。皆様にはそれぞれご多用の中、都市計画審議会にご参集賜りまして誠にありがとうございます。 先ほど新しい委員のお二方に委嘱状を交付させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。 本日は、本年度第１回の都市計画審議会でございます。 この都市計画審議会は、都市計画にかかる重要な案件についてご審議をいただく場であります。委員の皆様の深い見識や、まちづくりに対する熱い思いは、本市のまちづくりに、大きな力となるわけでございまして、皆様の存在を大変心強く思っています。 さて、本日の審議事項は、埼玉県許可の「本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」、「児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の２件でございます。 本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置に関する埼玉県許可につきましては、有限会社小暮園芸用土における 一般廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないと認められるかについてご審議をいただくものでございます。 児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置に関する埼玉県許可に係る意見照会についてでございますが、株式会社ニトリファシリティにおける一般廃棄物及び 産業廃棄物処理施設の敷地の位置が、都市計画上支障がないと認められるかについてご審議いただくものとなっております。

様　式

	委員の皆様からどうぞ忌憚のないご意見を頂戴しながら、慎重なご審議を賜りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。
事務局 (都市計画課長)	ここで誠に申し訳ございませんが、市長は別の公務のため退席させて頂きます。
事務局 (都市計画課長)	次に、議事に入ります前ですが、本日の資料につきましては、一式を卓上に置かせていただきました。よろしくお願いいたします。 それでは、これより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては細田会長にお願いしたいと存じます。
細田会長	改めまして、委員の皆様方には、ご多忙中のところ、本庄市都市計画審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。審議に当たりましては、慎重かつ効率的に進めさせていただきますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
細田会長	それでは、まず、本日の非公開議案等についての審査をいたします。 本庄市都市計画審議会規則第２条では、「審議会の会議は、公開とする。ただし、公正かつ円滑な議事の運営に支障が生じると認められる場合であって、出席した委員の３分の２以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる」とされております。 私といたしましては、本日は非公開にすべきと思う案件はございません。 規則第２条に基づき非公開事項に該当する議案がございましたら、ご提案をお願いいたします。 （提案なし） それでは、本日非公開とする議案はなしということで進めさせていただきたいと存じます。 それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。審議事項は、

	第１号「本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」、第２号「児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」でございます。 事務局のご説明前に、「一般廃棄物処理施設」、「産業廃棄物処理施設」と表記がございますが、両者の違いが分からないと感じるので、事務局から手続きの違いについて、各議案の説明に先立ちご説明いただければと思います。よろしいでしょうか。
事務局 （岡田主事） 事務局 （岡田主事）	事務局を務めさせていただいております都市計画課の岡田から、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の手続きの違いについてご説明いたします。 はじめに、一般廃棄物処理施設の建築基準法第５１条ただし書許可の手続きについて説明いたします。 一般廃棄物処理施設の建築基準法第５１条ただし書き許可については、許可権者である埼玉県知事が、本庄市都市計画審議会の議を経て許可するという規定となっております。 今回の議案のうち議案第１号「本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」は、こちらの規定に基づく法定の諮問となっております。 続きまして、産業廃棄物処理施設の建築基準法第５１条ただし書許可手続きについて説明いたします。 産業廃棄物処理施設については、許可権者である埼玉県知事が、埼玉県都市計画審議会の議を経て許可するという規定となっており、法定の手続きにおいては、本庄市の都市計画審議会に諮る規定がないものとなっております。そこで、本庄市においては、埼玉県都市整備部長から許可申請に先立ち本庄市長宛に意見照会があったタイミングで任意で都市計画審議会に諮問させていただき、審議会からの意見を伺っております。 今回の議案のうち議案第２号「児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」は、この運用による任意の諮問となります。

様　式

	なお、ニトリファシリティは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設の両方で許可を取得する計画と伺っており、一般廃棄物処理施設について、現時点の予定では１１月頃に法定の諮問を行う予定と伺っております。 併せて、１１月については、本庄市で都市計画下水道の変更及び地区計画の変更を予定しており、こちらについても都市計画審議会でご審議いただく予定です。 簡単ではございますが、説明は以上となります。
細田会長	ただいまのご説明について、何かご質問などある方はいらっしゃいますでしょうか。 ニトリファシリティの件については、１１月に改めて建築基準法第５１条ただし書き許可に基づく法定の手続きとして当審議会の議を経るという解釈でよろしいでしょうか。
事務局 （岡田主事）	ニトリファシリティの手続きのうち、一般廃棄物処理施設については、１１月に都市計画審議会を開催して、皆様にご審議いただきまして、議を経た上で許可するという流れになっております。一方、産業廃棄物処理施設については、埼玉県の都市計画審議会に諮るという規定になっているため、意見照会で回答を差し上げた後は、本庄市の都市計画審議会でご審議いただくタイミングはございません。
小林委員	第１号、第２号の排水について、汚水は合併浄化槽で処理して側溝放流、雨水排水は地下浸透処理ということですが、断面図は申請の段階で添付されていたのでしょうか。申請の段階で添付されているのであれば、配布資料に添付されていないのはなぜでしょうか。
細田会長	小林委員のご質問については、審議に入った際の審議事項と考えております。各議案の説明をお伺いして、説明の後にご質問の回答をいただくということでよろしいでしょうか。
小林委員	はい。
細田会長	それでは、議案に入っていただきたいと思います。第１号議案について事務局から説明をお願いいたします。

様　式

事務局 (佐川主幹)	それでは説明を始めさせていただきます。 埼玉県都市整備部建築安全課の佐川でございます。恐れ入りますが、着座にてご説明いたします。 それでは、本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。 はじめに、建築基準法第５１条についてご説明いたします。 と畜場や処理施設などの建築物は、都市計画でその敷地の位置が決定していなければ新築などを行うことができません。これは、建築基準法第５１条の本文に規定されております。 一方、ただし書きにおいて、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合などは、この限りではないと規定されております。 今回は、このただし書きによる許可を行うに当たり、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めることができるかどうかを諮るものでございます。 それでは個別の用語のご説明をいたします。 本文の「政令で定める処理施設」には、一般廃棄物処理施設のうち処理能力が一日あたり５トン以上のごみ処理施設、及び産業廃棄物処理施設が含まれます。 続きまして、ただし書きの「特定行政庁」とは、建築基準法に係る指導や許可などの権限を持つ地方公共団体の長のことです。本庄市内の建築物に関する建築基準法第５１条の許可については、埼玉県知事が行うこととなっております。 次に、ただし書きの「都市計画審議会」についてご説明いたします。特定行政庁が許可を行うにあたり諮問する都市計画審議会は、都道府県都市計画審議会が基本となっておりますが、かっこ書きにより一定の場合については市町村都市計画審議会に諮ることとなっております。一般廃棄物処理施設は、都市計画に定める場合、市町村が定めるものであるため、今回はこのかっこ書きの場合に該当いたします。 今回諮問いたします一般廃棄物処理施設は、処理能力が１日あたり５トン以上のごみ処理施設に該当し、その敷地の位置が都市計画に定められてい

	るものではないため、埼玉県知事に建築基準法第５１条ただし書きの規定に基づく許可の申請がされたものでございます。 本議案においては、埼玉県がその敷地の位置について許可するにあたり、都市計画上支障がないと認めることができるかどうかご審議いただくものです。 今回の敷地の位置についてご説明いたします。 こちらは本庄都市計画区域の都市計画図でございます。 敷地は本庄都市計画区域内の最北部、利根川沿いの上里町との境界付近に位置しております。敷地の地番は、本庄市新井８１２番１の一部、用途地域の指定はなく、市街化調整区域でございます。 敷地があるエリアの上位計画における位置づけです。 左の図は、本庄市総合振興計画の土地利用構想図でございます。今回の敷地の位置は、図上の水色、産業集積ゾーン内に位置しております。 右の図は、本庄市都市計画マスタープランの整備方針図でございます。今回の敷地の位置は、図上の紫色、工業地内に位置しております。 今回の敷地の位置における一般廃棄物処理施設の立地は、これら上位計画に整合しているものとなっております。 続きまして、敷地への経路でございます。今回の施設は一般廃棄物処理施設のため、搬出入車両がございます。幹線道路から敷地に至る搬出入車両の経路でございますが、幹線道路である国道１７号の万年寺交差点から、本庄市道２０１号線、１０３５号線、及び１０３９号線を通り、搬出入を行う計画でございます。経路となる市道は、幅員７．８ｍから１３．５ｍとなっており、いずれも歩道を有しており、通学路との重複はございません。 搬出入車両は１日平均約３７台、軽トラックが中心となっております。 敷地の周囲の状況でございます。敷地は利根川と御陣場川に挟まれた、工場や処理施設、畜舎などが立地した地区にございます。今回の許可申請に先立ち申請者が行った住民説明会及び戸別訪問においては、処理施設の立地について反対意見はなかったと報告を受けております。なお、隣地に本庄第一高校の第二グラウンドがございますが、学校からも同意が得られております。 計画の概要についてご説明いたします。今回の計画は、造園業者から収集

	した木くず、刈草を破砕し、チップを製造する施設でございます。設置する木材破砕機の１日あたりの処理能力が２３５．８トンであり、政令で定める処理能力の５トン以上となるため、許可を要するものです。 施設の配置についてご説明いたします。敷地面積は３３９７．７１㎡でございます。緑色の部分は緑地を示しています。青色で示した部分は建築物で、工場棟に破砕機が１台設置されます。搬入車両の待機スペースは敷地内に確保しており、かつ、事前予約制とすることで、車両の路上待機は生じない計画となっております。 敷地の形状についてでございますが、東側が欠ける形となっています。 この部分は今回の申請者が所有する土地ですが、以前の所有者が放置していった廃棄物とプラント施設があり、現時点では使用することができない土地であるため、許可の対象敷地からは除かれております。なお、廃棄物については、県の北部環境管理事務所が撤去の指導を行っており、申請者が継続的に撤去を行っております。 続きまして、搬出入車両と廃棄物の敷地内の流れでございます。廃棄物は茶色で示された経路で搬入資材置き場に搬入されます。持ち込まれた木くず、刈草は、黄色点線の流れでチップ状に破砕され、工場棟内に一時保管された後、オレンジ色の経路で搬出されます。なお、チップ等の保管にあたっては、周囲の囲い及び散水によって飛散を防止し、また、保管期間を２週間以内、積み上げ高さを４m以内とすることにより、チップの自然発火を防止する計画となっております。 排水についてご説明いたします。まず、雨水排水は、集水桝でごみを、オイルトラップで油分及びごみを分離した後、地中に設ける浸透層で地下浸透を行い、浸透量を超える分は市道の側溝に排水いたします。これらの設備については、本庄市の雨水流出抑制施設設置指針に基づき設計されています。 事務所から出る汚水排水については、合併浄化槽で処理した後、市道の側溝に排水いたします。なお、破砕機に水の使用はありません。 この計画について申請者が生活環境影響調査を行ったところ、粉塵、騒音、振動の想定されるレベルはいずれも規制基準を下回る結果となっています。 当該施設の敷地の位置について本庄市に意見照会したところ、支障ない旨

	の回答をいただきました。 県といたしましても、この敷地の位置は都市計画上支障がないものと考えております。 以上が本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置についての説明でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。
細田会長	先ほど小林委員から質問がありましたので、再度排水の図面を出してください。
事務局 (佐川主幹)	こちらが、申請者から提出された雨水排水の断面図で、地下に浸透させる設備になっております。
小林委員	この断面図では理解がしづらいです。委員が理解しやすい資料の添付がされてないのはなぜでしょうか。水を流して、沈殿させて、上澄みの水を側溝に放流するという分かりやすい図面があれば提示してください。ないのであればその旨を説明してください。
事務局 (佐川主幹)	雨水排水に関して申請者から提出されている図面は、配置図で示しているものと、断面図になります。細かい部分については、本庄市が行う開発許可の中で審査がされまして、現在その事前相談を本庄市で受けていますので、技術的な面については、その中で審査されるものと考えております。 配置図上でどのように排水がなされるかというところを、今いただいている範囲内で説明いたしますと、敷地の中に降った雨が、低い方に流れて桝に雨が集まり、集まった雨が排水管を通って浸透施設に流れます。また浸透量を超える部分については市の道路側溝に放流します。
小林委員	雨水排水においてはそれほど心配はないと思いますが、汚水について、草木に毒物や薬物が混ざる場合があります。この辺りはどのように把握されているのでしょうか。ないと言い切れるのか、ある場合どうされるのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	汚水排水について、合併浄化槽で事務所棟の建物のトイレから排出された下水や雑排水を処理したものが汚水になります。一方、雨水については、粉塵防止として散水して木くずにかかった水と、敷地内に降った雨水が集水桝に集まって浸透層に最終的に流れますが、途中でオイルトラップがある

	ので、その設備で油等を分離する計画となっております。 これ以上の図面ということですが、現在申請者から出ている図面は、敷地の中での雨水の処理経路の計画であり、具体的な技術的な計算については、開発許可の中で審査が行われるものと考えておりますので、ご理解いただければと考えております。
細田会長	本庄市から本件に関する補足説明はございますか。開発許可という話がありましたので、情報があればお願いいたします。
田端委員	質問よろしいでしょうか。
細田会長	小林委員からの質問は保留として、田端委員からご質問をお願いいたします。
田端委員	私からも排水に関して質問です。雨水排水を貯めて流すという説明は分かりますが、粉塵対策で撒いた水や、自然に降った雨が材料にかかり、下に落ちる水は汚水になると考えます。汚れた水が雨水桝に流れることになりますが、この点をしっかりしないといけないのではないのでしょうか。 また、チップは２週間保管するとのことでしたが、保管中にチップからも汚水が出ることを心配しています。
事務局 （佐川主幹）	申請者から提出されている維持管理計画書の中では、性状不明な廃棄物で危険性のあるものは、排出事業者から分析表の提出を求めて問題のあるものは受け入れないという計画と伺っておりますので、そういった心配はないと考えております。
細田会長	事務局に申し上げます。今回は一般廃棄物処理施設とのことでご説明がありましたが、どのような作業をして、どのような流れで、どのような状態で業をなしていくという説明があり、事業の中で木くずが出ることや周辺への飛散防止で水を撒くこと、撒いた水に木くずや様々な残渣物が含まれ、これについて示していただいている雨水施設だけでカバーできるのか、その前にオイルトラップで処理するのか、一連の説明をいただけると大変安心します。 昨年度の５１条、と畜場の拡大の案件の説明においても、議案書の資料だけでは説明が不足していたと思っております。 そもそも、埼玉県許可なのになぜ本庄市の都市計画審議会の議を経るのか、これは諸説あります。ただ、建築基準法第５１条について最初に説明して

	いただきましたが、基本的には都市計画で定めなければ設置してはならないとされており、ただし書きとして、敷地が存する所の都市計画審議会の議を経て許可できるとされております。県の審議会ではなく、地元の実情や周辺の状況をよく知っている専門家の方が沢山委員として参加されているからこそ、市の都市計画審議会の議を経るとされているのだと私は解釈しています。 申請者から提出された書類をそのままこの場で公開するのは難しい部分もあるかもしれませんが、十分な資料がなければ議を経ることはできないと考えます。 今持ちうるすべての情報をもっての説明なのか、ほかの資料はあるものの公開できるまでに至らないと判断したのか、そういったご質問も小林委員からあったかと存じます。 議案書の作り方は法律、条例、規則等では定められていないかと存じます。県の審議会や他市とも作り方は異なると思いますが、昨年度のことがある以上は、法律で位置づけられている「議を経る」ことができるような資料の提供を、会長として要望したいと考えます。 改めて、先ほどのご質問に対して補足説明はありますか。
事務局 （佐川主幹）	集水桝で集めた敷地内の雨水について、桝を通った先にオイルトラップに接続されます。オイルトラップというのは、油分を含む水を水と油に分離するのと同時に、ごみがあった場合その先への流出を防ぐことができるものとなっております。 申請者から先日オイルトラップの図面が提出されておりますのでお示しいたします。こういった設備で、ごみを防ぐような性能がありますので、ここで防げるのではないかと考えております。
内田信哉委員	私は木くずや根っこなどの廃材を小暮園芸用土に度々出している立場ですが、田端委員からご意見のありましたチップから汚れた水が出るのではないかという点について、今の技術で製造されるチップは、野積みではなく作業所内で保管されるため、それに対する汚水は出ないということのようですので、補足させていただきます。
細田会長	専門的なご説明ありがとうございました。 ただ今、事務局から詳細な図面が示されました。もう一度確認ですが、雨水

	がこの層を必ず通るということでよろしいでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	この層を必ず通ります。
小林委員	今示されているのは、オイルトラップの断面図でしょうか。
事務局 （佐川主幹）	オイルトラップの断面図になります。
小林委員	オイルトラップというのは油を抜くためのものでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	その通りです。
細田会長	ここまでのご質問とご回答を整理しますと、今説明していただいているのは、雨水排水系統の中にオイルトラップという箇所があり、その構造を詳細に示していただいております。 オイルトラップというのはそもそも水と油を分離するものですが、そこに木くずや作業所内の汚れたものが流れてきて、そこで残渣を取るということでよろしいでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	オイルトラップにはフィルターが設けられており、木くず等はその部分で取り除かれる仕組みになっております。 また、オイルトラップは定期的な清掃をしますので、そこでごみや油を取り除くようになると考えております。
細田会長	そのほかご質問等ありますでしょうか。
小林委員	合併浄化層の断面図はございますか。
事務局 （佐川主幹）	今はいただいておりませんが、合併処理浄化槽は建物を使う人数や使い方によって必要な性能が定められており、この点は建築確認の審査の中で適正に審査されるものと考えております。
小林委員	おおよそのイメージを示す簡単なものでも構いませんので、安心して審議ができるような資料を心がけていただければありがたいです。
細田会長	積極的なご提案ありがとうございます。私も一委員としては同意見でございまして、審議にあたっては平面図から詳細図までご用意いただけると理

	解がしやすいと考えますので、事務局におかれましては今後注意していただければと思います。
柿沼委員	示された図の中に搬入資材置き場がございますが、搬入資材を置く所は屋根がなくそのまま置いてあるものと理解しております。そうだとすると、雨が降って資材にも当たりますが、オイルトラップを通れば水は濾されるという理解でよろしいでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	委員ご理解のとおり、廃棄物を通して出た水分は桝を通った先にオイルトラップを経由しますので、そのフィルターでごみは防がれ油分は分離されますので、処理された水がその先の市道の側溝を流れるという仕組みになっております。
柿沼委員	雨が多く降って資材が濡れている際に破砕を行うと、乾燥しているときに比べて多く水が流れると考えますが、それも想定した計画になっていると理解してよろしいでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	屋根がないため雨が降った場合に資材が濡れることは想定されますが、雨に濡れた場合を想定して、その場合でも問題なく稼働できるということで計画されているものと考えております。
内田英亮委員	搬入、搬出について、議案書の図では色が分かれて道路が記載されておりますが、色がついている道路から搬入、搬出を行うという理解でよろしいでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	紫色の国道１７号から、赤色で示した市道を通って搬出入する計画となっております。
内田英亮委員	搬入、排出する方にこの道を通るよう指導するのか、あくまで目安であってどの道を通ってもよいということなのかお伺いします。
細田会長	冒頭の説明で発生台数が示されていたかと存じますので、発生する交通量等も含め、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 （佐川主幹）	申請者からいただいた計画では、基本的にはこの道を通ることとされているので、そのように理解しております。搬出入台数については、一日当たり平均３７台、最大で搬入に４５台、搬出に５台程度の車両が想定されております。
内田英亮委員	地元住民の視点としては、場合によっては別の道から敷地に向かうことも考えられます。このルートはあくまで参考であり、この道を通らない場合

	もあるということでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	基本的にはこの道で搬出入を行う計画が提出されているので、この経路で搬出入を行うと考えております。
細田会長	ただ今の内田委員のご質問は、正に本庄市の都市計画審議会の議を経るという部分になるものと考えます。我々が情報を持っているからこそ、この審議会の場はありますので、ご質問、ご意見あればお願いいたします。
香田委員	議案書の２ページ目について、もともと工場があり、今回は事務所と倉庫を増築するということでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	配置図でご説明いたします。青色の着色が建物で、このうち左下の大きい建物は既存の建物でございます。右上にある２つの建物は、今回新しく建築する建物でございます。
香田委員	処理能力１日当たり２３５．８０トンというのは、既存の工場で運営されているということでしょうか。
事務局 （佐川主幹）	既存の工場は現在は稼働しておらず、破砕機は今回新しく設置して、これから稼働する計画となっております。
内田信哉委員	本事業者の工場は、栗崎の土地改良区域内にあって、どうしても移動しなければ土地改良ができないこととなっております。完全に新規の事業ではなく、今稼働しているものをこちらへ移動して、敷地の欠けている部分について、産業廃棄物を徐々に撤去しながら将来的には工場を拡大すると伺っておりますがいかがでしょうか。
事務局 （為貝課長）	本庄市建築開発課の為貝と申します。 内田委員のおっしゃる通り、栗崎地区で土地改良事業を行っておりまして、申請者は栗崎地区内で木材に係る営業をしております。今回の土地はミニ工業団地内であり、環境の面で好ましいことから場所を選定したと伺っております。稼働していない焼却施設や廃棄物を含めて土地を購入されており、段階的に処理をしていく状況であると伺っております。
江原委員	雨水排水について、オイルトラップを通った水は最終的に道路側溝に放流するとのお話がありましたが、溢れたもののみが放流されるものであり、原則的には地下浸透処理ということでよろしいでしょうか。

様　式

事務局 （佐川主幹）	説明不足で申し訳ございません。 オイルトラップの先は地下浸透ができる施設につながっており、地下浸透の設備については、５年に１回降るような大雨に対応できる能力を持った地下浸透設備を設ける計画となっております。具体的には１時間あたり５７ｍｍを処理できる能力のあるものを設置する計画となっております。基本的には浸透設備の中で処理できるようになっておりまして、万が一それを超えた分については道路側溝に流すという計画となっております。
細田会長	雨水排水については、昨今の大雨を考えれば心配されるところでございます。 先ほど内田委員がおっしゃられたような周辺への配慮として、本庄第一高校へは既に説明されているとのことで、その点は安心しております。また、例えば１００ｍ以内の小学校の有無等についても大丈夫かと考えております。 本審議会では、地元である本庄市に詳しい方々がいる中で議論をさせていただいておりますが、敷地の位置について、今日この場で話し合うことやご心配されていることがあれば、最後にご質問としてお受けいたしますがいかがでしょうか。
真下委員	今回の敷地には欠けている部分があるかと存じます。グーグルマップで見ると元の工場の一角となっており、同じ方が所有しているとのお話でしたが、この部分は今後どうするのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	敷地の欠けている部分については、今回の申請者である小暮園芸用土が所有する土地です。以前の所有者が残している廃棄物と廃棄物プラントがある状況でございます。 廃棄物については、埼玉県北部環境管理事務所が撤去の指導を行っており、小暮園芸用土が継続的に搬出を行っている状況でございます。
真下委員	この敷地に流れた雨水も、今回の申請敷地の雨水処理施設に流れるのでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	敷地の境界に塀を設ける計画になっており、敷地の外からの雨水は敷地内には入らないようになっております。
真下委員	そうすると、この敷地に雨が降ったら池のようになってしまうのではない

	でしょうか。
細田会長	この敷地に降った雨についてご心配のご意見が出ておりますが、事務局から回答はありますでしょうか。 申請者が変わったとのことで、前の許可でどのような計画になっていたという情報がなければ回答は難しいと考えますが、事務局で把握している内容としてはフェンスを設置するということでしょうか。今回の敷地に接する部分の雨水排水について情報を持っているでしょうか。
事務局 (佐川主幹)	申請地外の残置物がある部分についての雨水については、細かいところまでは把握しておりませんが、いただいたご意見をもとに、事業者には敷地の外側にある部分の雨水についても、周囲に影響がないように対応するよう伝えることとしますのでよろしくお願いいたします。
事務局 （為貝課長）	申請地に関しまして、都市計画法に基づく開発許可制度がございまして、雨水については原則宅内処理となっております。その点でいうと、外側の敷地からの雨水の流入は基本的にはダメという話になりますので、外側の土地についても、申請地に雨水が流入しないよう処理されるものと考えております。
内田英亮委員	この土地は数年前から地元自治会から相談を受けていて、ずっと産業廃棄物が残ったままになっておりました。私も企業に話を持っていきましたが、廃棄物の処理に億単位の費用がかかるため買い手がつかない状況が続いておりました。ただ、小暮園芸用土が購入されて、処理施設を作ることで、少しずつでも片付いていく方向に進展がみられただけでも、地元からの安心の声があります。ずっと置いたまま何もされない状態が続いていたので、そういった意味では新たな事業者に入ってもらって少しずつ片付いていくという点でよいのではないかという声も伺っていることを補足いたします。
細田会長	詳細な情報をありがとうございます。 真下委員いかがでしょうか。
真下委員	私も反対するつもりは全くないし、廃墟になったものが新しく蘇るというのは土地活用の観点からとてもよいことだと考えます。小暮園芸用土の移転の理由も、土地改良によるものだということもよく分かりました。 処分するのにかなりの時間と費用が掛かると思われるので、最後までやり切れるか不安な部分はありますが、地元の皆様の協力を内田委員にお願い

	しながら、最後には綺麗になればよいと思います。 以前に産廃許可を受けているので、排水等の設備については既存のものがあると思うので大丈夫だと思います。
細田会長	ご意見も含めありがとうございます。 ご質問、ご意見、ご心配等、よろしいでしょうか。
田端委員	私は農業委員としてお世話になっており、先ほどお話のあった栗崎地区の土地改良のために小暮園芸用土に移動していただいたので、私も反対はいたしませんが、そちらの方もしっかり面倒をみていただきたいと思います。
細田会長	ありがとうございます。 採決は後ほど一括で取りますが、議論は十分になされたというのが会長としての意見でございます。
休憩（１０分）	
細田会長	議案第２号についてのご説明を事務局の方でお願いいたします。
事務局 （為貝課長）	本庄市都市整備部建築開発課の為貝と申します。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。 続きまして、議案第２号「児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」ということで、埼玉県許可となります。お手元に議案として配布しております資料に加え、資料を補足して説明いたしますので、スクリーンをご覧いただければと思います。 はじめに、１ページ目になりますが、建築基準法第５１条につきましてご説明いたします。先ほど埼玉県の方から詳しい説明がありましたので、基本的には同じということで、少し追加の説明をさせていただきたいと思います。 こちらにつきましても、建築基準法第５１条ただし書きの規定ということで、処理施設につきましては政令で定める施設となっており、先ほどの議案第１号では一般廃棄物という話がありましたが、こちらの議案につきましては、一般廃棄物と産業廃棄物の２つを処理する施設として位置づけられております。 政令で定める処理施設ということで、一般廃棄物につきましては１日あたり５トン以上処理するごみ処理施設ということになっており、産業廃棄物

	も処理いたしますが、こちらは新築ということで、現在は更地となっており、そちらに計画する施設となっております。 また、都市計画において、当該計画の敷地の位置が定められておりませんので、埼玉県が建築基準法第５１条ただし書きの規定に基づく許可の手続きを進めるにあたり、先日埼玉県から本庄市長宛てに意見照会がありました。この度、本庄市が都市計画上支障ない旨を埼玉県に回答するにあたり、本庄市都市計画新審議会の意見を伺うため、当審議会に諮問するものとなっております。 本日の都市計画審議会の開催にあたりまして、事前に市の関係部署に意見照会をさせていただいたところ、総合振興計画や都市計画マスタープラン上支障はないという意見や、交通量増加による周辺道路網への影響は支障ないという意見、また、搬出入経路と重複する通学路はないとの報告がございました。こちらにつきましては、また後ほど説明させていただきたいと存じます。 また、周辺住民等への事前説明会が行われたと伺っております。その後に私共の方に周辺住民様からの苦情や反対意見といったものは今のところございません。 それから、事業者からの報告によりますと、環境影響については、皆様方もご心配かと存じますが、悪臭、汚水の発生はなく、粉塵や騒音についても、建屋内の処理であるため外部への影響はないと報告を受けております。 次に、２ページ目の本庄市における上位計画との整合について説明いたします。 敷地の位置については児玉町児玉地内になります。 左の図は、本庄市総合振興計画の土地利用構想図となっております。今回の敷地については、図上の水色の産業集積ゾーン内にございます。 右の図は、都市計画マスタープランの児玉北部地域整備方針図として位置づけられているもので、今回の敷地の位置については、図上の紫色の工業地として位置づけられています。 続きまして、３ページ目の位置図をご覧ください。 敷地の位置は、本庄市児玉町児玉字中島７８０番２ほか４０筆となっております。一級河川小山川の南で、青色で示されております国道２５４号線

	から西側におおむね７００m進んだ位置に存しております。周辺については田畑が存在しており、市道２級１２号という幹線道路、左手には秋山川に隣接する位置となっております。 続きまして、付近建物用途図ですが、この図面は、中央に赤く塗ってある敷地の端部から３００mの周辺の建物の用途を示すものとなっております。黄色、赤色、茶色、青色の４色となっておりまして、それぞれ住宅、工場等の色分けがなされております。ご覧いただけますように、当該敷地の周辺３００m以内には、青色の工場が立地する状況でありまして、また、既存の集落が近くにはなく、１００m以上離れております。そして、学校、病院、福祉施設につきましても、１００m以上離れている状況であります。 戻っていただいて、小山川の北側に住居系の用途地域がありますが、右側の薄紫色の部分を除いた住居系の用途地域については、こちらも当該敷地の位置から１００m以上離れております。これらについては埼玉県が有する基準に定める敷地の位置に適合しております。 ここは本庄市が企業誘致を進めている「彩の国本庄千本桜周辺地区産業団地」という産業団地に位置づけられており、既に周辺は段階的に開発され、区域からは少し離れますが、赤城乳業をはじめとする工場が立地しております。 幹線道路から敷地に至る車両の搬出入経路は、基本的には国道２５４号から市道２級１２号線を通って搬出入を行う計画でございます。第１号議案の中でも搬出入についての話がございましたが、事業者からの報告では、基本的に車両についてはニトリと契約した車両のみで運行することで徹底するとのことで、ルートについても、国道２５４号から市道２級１２号線を通るルートを徹底すると伺っております。搬出入の経路となる市道については、幅員７．５m～９．３mとなっております。この経路については、繁華街や住宅地を通らず、通学路とも重複しておりません。これらについては、埼玉県が定める搬入路の基準にも適合しております。 次に、計画の概要をご覧ください。今回の計画につきましては、株式会社ニトリファシリティが、この敷地において、ニトリグループが排出する廃棄物及びお客様から回収した使用済み製品を自社で責任をもって適正に処理することに取り組む施設と伺っております。建物の用途は一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設で、リサイクル処理の方法は、家具等の破砕及び圧縮梱包を行うものであります。具体的な廃棄物の種類は、廃プラス

	チック類、金属くず、ガラス、コンクリート、陶器くず、木くずを扱います。 産業廃棄物と一般廃棄物について説明いたします。 産業廃棄物は製造業や建設業等の事業活動に伴って排出するごみで、２０品目が定められております。ここでは、廃プラ類、金属くず、がれき類等、木くずが取り扱われる予定となっております。 一方、一般廃棄物は産業廃棄物以外のごみとして位置づけられております。 ２種類あり、一般的には家庭から排出されたごみ、あるいは会社や店等の事業所から排出される事業系一般廃棄物というものがございます。今回の計画では、一般廃棄物にあたる家具やベッド、ソファといったものが事業系廃棄物として処理される予定となっております。 処理能力については、１日あたりの処理能力が政令で定める５トン以上であり、かつ産業廃棄物でもあるため、許可を要するものとなります。 建築物は、処理施設１と処理施設２、及び事務所の３棟を計画しております。これについては後ほど配置図でご説明したいと思いますが、建築物の延べ面積は５，２１６．６７㎡、敷地の面積については１５，０８８．４３㎡となっております。 次に、施設配置図をご覧ください。敷地内の緑色は緑地を表しておりまして、青色は建築物を示しております。北側の処置施設１については廃プラスチックや金属くず、ガラスくず等を処理する施設となっており、内部は破砕機と圧縮梱包機が１台ずつ設置されます。その南側の処理施設２は、木くずを処理する施設で、内部に木質廃材の破砕機が１台設置されます。 搬入車両の待機スペースについては敷地内に確保しております。 緑地については、県の緑化条例に即して敷地の２５％の緑地を確保する予定となっております。 破砕機と圧縮梱包機による粉塵、騒音が懸念されるところでございますが、建屋内でシャッターを閉めて作業を行うため、基本的に外部への影響はないと伺っております。 また、稼働にあたって、法令、条例に基づく騒音、振動、悪臭、廃棄物処理に関する手続きが必要になります。 次に搬出入処理経路図をご覧ください。敷地内における搬出入車両と廃棄

	物の流れになりますが、左側の凡例の通り、茶色で搬入車両の主な導線、オレンジ色で搬出車両の主な導線、黄色で施設内の廃棄物の流れを示しております。まず、廃棄物は茶色で示した経路で各建築物に搬入されます。また、搬入された廃棄物は、黄色の点線の流れでチップ上に破砕され、建物内に一時保管された後、オレンジ色の経路で搬出されます。なお、廃プラスチック類については、破砕して梱包した後に処理施設１の庇の下に一時保管され、トラックによって搬出されるものと思います。 次に、雨水経路図をご覧ください。雨水排水は図面上の青色の中央の網目ハッチで示しております。敷地内の雨を雨水浸透施設で地下浸透により処理し、基本的には１００％浸透となりますが、大雨が降って飲みきれない場合はオーバーフロー管を通って側溝に放流する計画となっております。埼玉県の基準により、当該敷地は１ｈａを超えているため、雨水浸透処理施設については１ｈａあたり７００立方メートルを処理する施設が必要となります。雨水排水に関する構造の詳細は、１ｈａのため「埼玉県雨水流出抑制施設の設置に関する条例」に基づいて今後埼玉県により審査される運びとなっております。このため、現時点では構造図を皆様にお示しすることができない状況となりますのでご理解いただければと思います。 なお、イメージにはなりますが、右側に示すような大型の貯留施設を設ける計画となっております。側面で水を浸透させるケースと、側面と底面で水を浸透させるケースの２パターンになるとのことですが、これについては計画段階ですので図面をお示しすることはできません。 汚水経路図をご覧ください。汚水排水は、処理施設１の作業員トイレと、南側の処理施設２の事務所から排出される汚水を合併浄化槽で処理した後、敷地の南側の市道側溝に放流する計画となっております。浄化槽の構造図についても、今回は添付がなされていない状況であり、今後、５１条ただし書き許可がなされた後に開発許可の手続きが行われ、その後に建築確認の手続きが行われますが、その中で合併浄化槽の構造については適正に審査がされる情報となっております。なお、処理施設の稼働に伴う排水はないと伺っております。 雑排水経路図をご覧ください。処理施設１と処理施設２から排出される床掃除用の雑排水につきましては、図面の右に示しております、屋外の油水分離層を介しまして、敷地南側の市道側溝に放流する計画となっております。これについても、汚水経路図と同様に、施設内の機械からの排水は流入

	しないと伺っております。 次に、生活環境影響調査をご覧ください。粉塵、騒音、振動についてはそれぞれ右側に示す基準値がございますが、基準値以内となっております。 以上が、児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置についての概要でございます。説明は以上となります。ご審議のほどお願い申し上げます。
細田会長	それでは、皆様からのご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。 先ほどの議案第１号と同様に雨水排水の経路が示されましたが、議案第１号と異なり議案第２号は、雨水の貯留施設は埼玉県の条例による審査が別にあるということですが、浸透ということで水を貯めるというのが埼玉県条例で決まっており、それに従うということでしょうか。
事務局 （為貝課長）	その通りです。
前川委員	騒音に関して心配があります。近くに病院等がないとのことでしたが、川を挟むと児玉病院がありますが、この点いかがでしょうか。
事務局 （為貝課長）	付近建物用途図は半径３００ｍの範囲を示しております。児玉病院は小山川の北側に位置しており、１００ｍの範囲内には位置しておりません。埼玉県の基準で、１００ｍ以内には病院等があってはいけないというものがございますが、１００ｍの範囲内には存在しないということとなっております。
前川委員	病院に入院されている方もいらっしゃいますが、騒音等による影響はないのでしょうか。
事務局 （為貝課長）	騒音の基準値は５５デシベルと定められており、今回はこれを下回る計画となっておりますが、例えば６０デシベルは通常の会話や静かな乗用車が発する音となります。児玉病院は少し離れたおり、川も挟んでおりますので、騒音の心配はほとんどないと考えております。
細田会長	そのほかご質問、ご意見ございますでしょうか。
江原委員	この地区は伏流水が流れており、地面の下を流れるエリアとなっております。児玉地域はほぼ伏流水であり、雨水処理は１００％地下浸透とのこと

	ですが、伏流水が流れているため心配であるという意見でございます。
事務局 （為貝課長）	その点については存じ上げておりませんが、都市計画法に基づく開発許可においては、降った雨は地下浸透が基本となっております。その基準を満たす形で今後計画されるものと考えております。 伏流水は井戸に関係するものと思いますが、その点の影響はあまりないと事業者から伺っております。
江原委員	事業者ではなく皆様に確認していただきたいです。保健所等に確認していただきたいという思いでございます。なお、あくまで意見として申し上げております。
事務局 （為貝課長）	本件に関しては水道課や下水道課にも意見照会を行っており、問題はないという回答をいただいておりますので、大丈夫かと存じます。
細田会長	そのほかご質問、ご意見はございますでしょうか。 最初の事務局の説明で、騒音、振動に関してや交通路の関係、汚水排水の処理の関係等、最終的にはすべて丁寧な説明がなされたと考えております。 敷地全体の雨水貯留については、県の条例に基づいて審査をしているところであるという現状の報告もいただきました。 事務局の方から何か補足はありますか。
事務局 （為貝課長）	大丈夫です。
細田会長	それでは、議案第２号についてはご質問、ご意見等もないようですので、ここで質疑等については、終結したいと思います。
細田会長	それでは続きまして採決に入ります。 本審議会に諮問されました、議案第１号「本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 （異議なし）

様　式

	異議なしと認めます。議案第１号「本庄都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置について」は原案のとおり可決されました。その旨、埼玉県に答申いたします。 続きまして議案第２号の採決に入ります。本審議会に諮問されました議案第２号「児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 （異議なし） 異議なしと認めます。議案第２号「児玉都市計画区域における一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」は原案のとおり可決されました。その旨、市長に答申いたします。
細田会長	それでは、本日の議題は以上となりますので、審議を終了とさせていただき、私は議長の任を解かせていただきまして、事務局へ司会進行をお戻しいたします。ありがとうございました。
事務局 (都市計画課長)	ありがとうございました。 会長からもお話がありましたとおり、地元ならではのさまざまなご意見をいただいたことを事務局としても大変ありがたく感じております。本当にありがとうございました。 それでは次第に従いまして「その他」について、事務局よりご説明いたします。
事務局 (岡田主事)	事務局から今後の都市計画審議会の開催スケジュールについてご案内いたします。冒頭でも簡単にご説明いたしましたが、第２回の都市計画審議会につきましては１１月に開催を予定しております。 現時点で諮問を予定している案件といたしましては、本日ご審議いただいた株式会社ニトリファシリティの、一般廃棄物処理施設の敷地の位置に係る建築基準法第５１条ただし書き許可についてがございます。 また、本庄市で下水道及び地区計画（栗崎地区、朝日町地区）の変更を計画

様　式

	しており、こちらについてもご審議いただく予定となっております。 以上、事務局からのご案内でございます。
事務局 (都市計画課長)	ただいまの説明につきまして、ご質問などございますか。
小林委員	次回の都市計画審議会で今回と類似するような案件があった場合には、添付できる資料は添付をしていただきたいと考えます。審議を行いやすくするため、口頭での説明のみではなく分かりやすい図面を添付していただければと思います。
事務局 (都市計画課長)	事務局といたしましても、県と調整しながら、出せる資料については出すよう調整したく存じますのでよろしくお願いいたします。 他にございますでしょうか。 ご質問がないようですので、閉会に移らせていただきます。
事務局 (都市計画課長)	本日は、慎重審議ありがとうございました。 これをもちまして、令和７年度第１回本庄市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。